

会 議 録

会議体名	平成30年度第3回豊島区男女共同参画推進会議	
開催日時	平成30年10月12日(金)18時00分～20時10分	
場 所	男女平等推進センター 研修室2	
出席者	委員	鹿嶋会長、岩田副会長、ふま委員、清水委員、村上委員、高橋委員、岩本委員、ゾンターク委員、佐藤委員、濱委員、立山委員
	オブザーバー	2名
	事務局	総務部長、男女平等推進センター所長、係長、係員2名
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第	1 会長挨拶 2 議題 (1)「男女共同参画推進条例」改正について (2)パートナーシップ制度について (3)その他	
提出された資料	<資料> 資料1-1 「男女共同参画推進条例」改正の課題について 資料1-2 「男女共同参画推進条例」の主な改正点 資料2 パートナーシップ制度案 参考資料 要望書	

会 議 録

1 会長挨拶

(事務局)定刻となった。現在の委員の出席者数は10名で、会議開催の委員定足数に達していることを報告する。本日もオブザーバーとして小吹氏と和田氏が参加している。また、豊島区女性施策を考える会様と自主グループエポック10様より連名で要望書が提出されている。

(事務局)参考資料に基づき説明。

(会長)豊島区男女共同参画推進会議を開催する。傍聴希望者はいるか。傍聴を許可してよろしいか。では、議事を妨げることはないよう入室を許可する。

2 議題

(1)「男女共同参画推進条例」改正について

(会長)前回の会議の議題について引き続き議論を行う。議論に入る前に、国際的な問題としてどのような状況か話をしたい。ジェンダーイクオリティの問題が大きく取り上げられたのは1975年の国際婦人年、そのような中で1985年に日本は女子差別撤廃条約を批准した。この時点で日本が新たに法律を作る、または改正する必要があるものが3点あった。1つ目は家庭科の男女共修。2つ目は国籍差別や男女差別の是正。日本の男性と外国人の女性が結婚して生まれた子どもは日本国籍を取れたが、外国の男性と日本の女性が結婚した場合は生まれた子どもは日本国籍が取れないという状況だった。3つ目は職場の男女差別の是正。これは男女雇用機会均等法が1985年に制定され、1986年の4月から施行された。女子差別撤廃条約は大きな影響力を与えてきた。この条約にはLGBTの中のレズビアンが入っている。女性差別のひとつにいわゆる性的指向や性同一性という問題を考えているからである。女子差別撤廃条約はレズビアンについては大変な理解を示しているが、これについては議論、反論ともにある。日本では、1985年に女子差別撤廃条約の批准を受け、男女雇用機会均等法を制定した。女性に対して差別をしないことが男女雇用機会均等法のスタートだが、現在は男性に対する差別禁止も入っている。要するに男女雇用機会均等法は男性に対するセクハラ行為等、男性に対する差別も禁止した法律でもある。すなわち男女雇用機会均等法は男女両方の差別の是正を目指した法律である。ここでLGBTの問題をどう考えるかとなってくると、個人的にはLGBT等まで入れていく必要があると考える。1985年に男女雇用機会均等法が制定され、その後、1999年には男女共同参画社会基本法ができた中で、男女という概念で議論を重ねてきたが、男女の二元論では限界に来つつあり、今後どうするかという議論を深める段階に来ている。今回の議論は難しいかもしれな

会 議 録

い。私も長く男女共同参画をやってきただけに、男女が「すべての人」になった場合は差別非差別の対象があいまいになるという思いがないわけではない。ただ時代は変わってきている。議論の前提の部分が長くなったが、どのような状況なのか冒頭に話をした上で、皆さんの意見を出していただきたい。

(委員)男女共同参画の考え方を変更するのか、そのまま議論を進めていくのか。条例名は変わらないのか。条例名も含めて考え方を変えるのか教えていただきたい。

(会長)男女共同参画の理念、考え方を改めることはない。「男女」を「すべての人」や「誰も」が等に改め、表記を変えるのみで考え方を変えることはない。

(委員)豊島区の自治の基本条例にすべての人の差別はしないというものがあるので、ここに関しては性別、性差、性指向に関しての差別をしないということであり、その際の「男女」の表記が「すべての人」という表記の仕方になるということ間違いはないか。

(会長)それは微妙なところではある。レズビアン、ゲイ、バイセクシャルの方なら男女でもいいが、トランスジェンダーやクエスチョニングの方、それからインターセックスの方の存在もある。これらの方については男女という概念だけではくりきれない中で、ひとつの考え方としてすべての人、誰もがという言葉が出てくる。今までとは少し違うという印象である。

(委員)トランスジェンダーは男女二元論の中に入っている方なのではないか。自分の体は男だが心は女であるなど、二元論で考えているからその方たちにとっては男女としたほうがいいのではないかと考える。当事者の方に質問してみたい。関係者の方がいるのであれば教えてほしい。

(事務局)ものの本で読んだところでは、男女という部分が明確な分け方ではなく、男性寄りだったり、女性寄りだったり、あくまでグラデーションという形で表記されている。トランスジェンダーの方に限らず性はグラデーションだということである。

(会長)トランスジェンダーは自分自身を男、女と決めていない方もいる。トランスジェンダー当事者に聞いたところ、男性、女性、いずれでもないという回答だった。

(事務局)トランスジェンダーに限定しているわけではなく、すべての人が男女二元論ではなく、男性よりの女性だったり、女性よりの男性だったり、グラデーションであると表記されている。

(会長)男性よりの女性、女性よりの男性という二元論では単純すぎる。もしそうであれば、この問題はより簡単に書きかえらえる。

(オブザーバー)皆さんの意見が正しいかの判断自体が難しい。男性、女性というひとつの区切りがあり、

会 議 録

それを変えたいというのは事実である。男女という区分けが現存している以上間違っていない。しかし、全体を見たときには区分けはできない。皆さんの指摘されたことは問題ないと思う。

(会長)この問題はどこかで決着をつけないといけない。「男女」という表記以外の性をどうするのか。「誰もが」、「すべての人が」という言葉が出ている。

(委員)前回会議後、別の会議において、この会議の内容を医師に聞いてみたが誰も発言をしなかった。不明なことが多く、様々なケースが我々の周囲でも増えている。例えば、戸籍上は男性である方が、ホルモン注射で女性と同等の胸を持ち、乳がん検診を受けたいという場合。その話を乳がんのスペシャリストに聞いたら、今まで5名ぐらいの方がいたとのこと。物事の考え方を変えなくてはいけない。我々が今までこの会議で議論してきたことは、男女の差をなるべく少なくしようということである。女性が社会に出ていくためにどうしたらいいのか常日頃から議論してきた。それが「すべての性」になった際、区はそれに対応できるのか。それができるのであれば「すべての性」にしても構わない。また、パートナーシップ制度をどのように位置づけるのか。誰かに不利益になるようなことにならないのかが気になる。その2点をクリアできるのかが一番の問題と考える。実際に実施した際に、誤用されたり、誤解されたりしてしまうことがあってはならない。医学的立場からすると、例えば豊島区が多国籍の区民がいるダイバーシティになっていく段階で、豊島区医師会の医者が対応できるようにしましょうといってもなかなか動かないのと同じように、性の問題に関してもなかなか動ききれない部分もある。

(委員)前回から自分なりに勉強したが、「すべての人」や「誰もが」となっているのはわかりやすい。今までは男女しかなかったが、男女に限定しない言い方がいいと考える。渋谷区は同じ条例だが、表記は男女しかない。

(会長)渋谷区の場合は早い時点で作ったため、そこまでの議論がなかったという可能性もある。我々はそこをさらに乗り越えた議論をしようとしているため、議論が難しくなっている。

(委員)三重県の高校のアンケート資料で、当事者のうちゲイの人が5%、レズビアンの人が3%、当てはまるものがないと思っている人が51%という結果を見た際、それらの方には男女という言葉は辛いのではないかと感じた。

(委員)前回の会議の際、結論を出すのは難しいと感じたが、男女共同参画の理念は変わらず表記を変更するというのを改めて確認できたのでよかった。しかし、この理念を引き続き区民に理解して

会 議 録

もらうには、改正後の区や区議会の対応が問われると考える。私としても当事者の気持ちに沿って対応したい。表記については「すべての人」「誰もが」に問題なく言い換えられるのであればいいと思うが、悩ましくて決めかねている。当事者の気持ちや意見を尊重する必要がある。

(会長)この点については区民の反応はそれぞれだと考える。男女平等の核となる固定的性別役割分担においても、男性の支持率は半数近い一方で、女性のそれは4割を切る。そのような状況で、新しい概念を導入するには委員の皆様の覚悟が必要である。我々は先端的な議論をしている。当然反対も出てくると思うが、ジェンダーイクオリティの問題と同じく長い時間をかけて説明していくしかない。そのためにもこの会議では真摯に議論したい。

(委員)男女共同参画を性別にかかわらず「すべての人」とすることがわかりにくい。確かに固定的性別役割分担が現存している中で、男女共同参画という言葉は残る。固定的性別役割分担を含め、あらゆる性自認、性的指向も含めた共同参画社会を目指すというところに立つわけで、それと男女共同参画という言葉が残った状態で伝えられるかというのがある。複雑だがここで腹を決めてそういう社会を目指すのか、固定的性別役割分担が残っているということを男女共同参画という言葉に残すのか、それとも男女共同参画というのは、「すべての人」という理念として捉えるのか、そこが難しい。

(会長)男女共同参画という言葉を使い始めるとあやふやなものになってしまう。この言葉を残すからこそ男女共同参画の形成、理念などが残る。その前提をもって議論する必要がある。

(委員)その点を抑えれば、「すべての人」というところは(イ)のほうがすっきりくると思う。

(オブザーバー)男性、女性という捉え方は人によって違う。性別の捉え方も違う。私が損害保険の仕事をしている関係上、明確なことがひとつあって戸籍上の性別は男性と女性しかない。したがって、変わらない男女共同参画に違和感はない。ただ、それをどう捉えるのかは人それぞれで、グラデーションや言葉ではないかと思っている。マイナンバーの性別欄は男性、女性しかなく、その他という欄はない。しかし、誰がどう決めたのかはわからないが性別欄が隠されている。そして隠すことで助かっている人がいる。見せたければ見せればいいわけで、ただ見せなくてもいい状況を総務省が作ってくれたことは感激だった。私は戸籍上男性で、男性に違和感を感じていない。男性ということを隠したいとも思っていない。しかし隠したい人もいるかもしれない。この点に配慮することがこの議論の先にあるのではないかと考えている。

会 議 録

(委員)男女二元論の限界にきているとは思わない。性別役割分業で産むという分業は現存する。戸籍とその部分はそのままにしておくべきである。参画という言葉も残したい。そして、パートナーシップ制度用の窓口を別に作る。パートナーシップ制度に関しての相談は男女平等参画の窓口とは別なものを設置することを入れたらいいのでは。男女に関して不平等の相談もあるが、それは今まで通りやる。パートナーシップ制度の利用者は対応の仕方が違う。相談員の資格も違うということで、専用の窓口を作ったほうが皆さんに理解してもらえと思う。

(委員)委員になったばかりで単純な考え方、見方しかできない。前回も思ったが、単純な考え方の中で(イ)のほうの方が普通に入ってくる。会議に出席すると専門分野の議論を伺いながら、そのような考え方や世界を耳にしてどちらかという受け身で勉強させてもらっている。ただ、無限ではないから限界がある。だから「すべての人」というのはよくわかる。

(委員)パートナーシップ制度に関して、男女平等推進センターが中心になり担当するということまで考えて出したのか。パートナーシップ制度に関しては専門的知識が必要で今のこの会議のメンバーだけでは厳しい。男女という考え方を大事にする人たちが私の周囲には大変多く、その人々を納得させる説明をしていかななくてはならない。この会議の全ての委員がそれをしなくてはならない。また、この問題に一番厳しいのは教育委員会だと思う。小学生で性に違和感を持つ子もいるため、教育委員会で対応しなくてはならない。そのあたりはどうなのか。医療の現場では話を聞く対応ができるが、子どもたちについては大人が導かなければならない。部長はどう思っているのか。

(総務部長)法律は変わらないが、条例が変わる。それはどのような影響があるのか。それは、子どもたちがどう変わるかより、教える側がどう受け止めるのかが重要。この点について、区としては条例を制定することで教える側の教員の中で差別意識をなくしたい。あるいは共通の理解が深まるということを求めて条例を通したいと考えている。ただし、これは子どもたちにLGBTに関する教育をすることには直接つながらないため、この条例を作った後の対応が重要と受け止めている。来年度、どのような予算で区民に啓発活動を行っていくのか考えているが、今は子どもたちより教員側がどう変わっていくのか期待している。

(会長)男女平等推進センターが対応するのか。それとも連携するのか。

(総務部長)条例の所管は男女平等推進センターだが、人権関連については総務課で人権教育をしている。今後は組織改正も含めて人権問題について考えていく部署を新たに設置しないと対応できないと考えている。

会 議 録

(副会長)男女共同の初期で男女も十分に達成されていない中では(ア)の方がクリアでわかりやすいと考えた。ただ将来を見据えると(イ)の方がすっきりする。男女二元論ではなく、性の多様性の時代において、それを尊重することが大事で啓発を同時に行うことも必要と考える。

(会長)前回の会議と意見が変わってきたようですね。立山委員と浜委員も一言ずつ頂きたい。

(委員)LGBTのことは多くの方が考えていない。例えば私の家族は、最近LGBTが新聞でも取り上げられ、私がお話をすると、家族もそうかと思いつつも、どうしてこんなに言うのかと言う。このような問題があることさえも気づいていない人がいる。だからこそ先んじて条例を作っていくのがいい。渋谷区以外も調べたが、パートナーシップの制度があっても誰も利用していない自治体もある。ただ、意識づけのために開始した自治体もあるので、そういう意味でも先んじてやっていくのはいいと考える。先程教員の話が出たが、これからはそれ以外に保護者の理解を求めていくことも必要になっていく。

(委員)教育現場で問題だと思うのは、ゲイ、レズビアンの方が中・小学校の保健の教科書に思春期になると異性を好きになるという文言にすごくショックを受けることである。エポック10フェスタでイベントをされた川村先生と教科書を変えていきたいがどうしたらいいかという話をしている。教員は「教科書にはこう書いてあるが、実はどちらを好きになってもおかしいことではない。左利きの方がいるように数が少ないだけ」といった丁寧な説明をして欲しい。質問したいことは、(イ)の内容を文言に注目して見た際、基本理念(4)で「男女」の代わりに「パートナー相互」の協力社会の支援という表記になったとき、パートナーが妻や夫なのか、誰を指すのかわかりにくいと感じた。わかりやすくするためには、パートナーの定義をよりわかりやすくする必要がある。

(会長)定義については事務局に議論してもらわないといけない。

(事務局)当資料はイメージの補助としての参考であり、文言などの精査は行っていない。方向性が定まり次第、精査はしていきたいと考えている。

(会長)それでは皆さんに結論をお聞きする。案(ア)、案(イ)、もしくはパートナーシップ制度を新たな条例で実施する。3つの考え方からそれぞれの意見を伺う。

(委員全員)案(イ)に賛成を表明。

(2)パートナーシップ制度について

(事務局)資料2に基づき説明。

(会長)登録、証明、宣誓と大きく3つあるが、一番拘束力が強いのは証明。証明は渋谷区で実施して

会 議 録

おり、公正証書を添付する必要がある。その次に拘束力が強いのが登録。一番ゆるやかなのが宣誓。豊島区としては登録を検討している。

(副会長)登録と宣誓の場合、住居賃貸契約と病院での提示は両方可となっているが、その効力はあるのか。

(事務局)条例の中に位置付けしていくので、その後は行政が区内の病院や不動産会社に対して理解を求めていく働きかけが必要になる。すでに実施している自治体の例を聞くと、理解を求めることでパートナーとして使える場面が出てきていると確認している。

(オブザーバー)請願を出した団体として、この3つの方式である必要はないと考える。これが全てではない。登録、証明、宣誓のどのパターンにするかという議論は私達のイメージとは違う。会長が言うように先進的4つ目の方式が出てきてもいい。

(会長)意見として聞く。登録、証明、宣誓、単純にどれを選ぶという話になってはならない。渋谷区の場合はお金がかかる。最大の問題は5万円かかる。そのあたり渋谷区のように厳しくやるのか、それとも登録だけにするのか、判断は難しい。

(委員)条例に基づいての登録方式ということであれば、(要綱に基づく)那覇市とは違う。事務局から説明を受けた中で登録にオプションがつけられればいいと思う。お金に関しての手続きには公正証書が必要になる。そこは区を超えた話になってくるので仕方ない。それをオプションにする形を取れば当事者の方たちの気持ちに添うこともできる。

(副会長)登録とオプションがいいと考える。金銭的に余裕のある方とない方がいるが、少々お金を出してもしっかりした証明が欲しいという方もいる。中間取りになるが、渋谷区の場合はこれができないために金銭的余裕のない方は諦めるしかない。

(3)その他

(会長)「3 その他」も一緒に議論する。事務局から説明願う。

(事務局)1点目が制度の対象者についてである。渋谷区がこの制度を始めた時点では同性カップルのみが対象としていたが、札幌市が制度を導入した時点から対象者が一方または双方が性的マイノリティという形でトランスジェンダーの方も含めた形の制度になってきている。豊島区が実施する制度はどういう方を対象にしていくのか議論をいただきたい。中野区は札幌以降に実施しているが、同性カップルに限定している。一方または双方が性的マイノリティの方を対象にすると、ストレートの事実婚カップルとの違いを確実な方法で確認がとれないため、同性カップルに限定したとの

会 議 録

ことである。請願者からの要望は、一方または双方が性的マイノリティの方まで対象を広げていただきたいとのことである。2点目は制度の利用要件のところでは住所要件が入っているが、渋谷区は区在住、それ以外のところでは区在住に加えて一方または双方が転入予定も可能である。さらに、中野区では区内在住と同居が要件となっている。その他、来街者を含めてはどうかという意見もある。この2点について、意見をいただきたい。

(会長)私としては同性カップルだけでなくトランスジェンダーの方も対象にすべきと考える。

(オブザーバー)世田谷区で実際にあった事例だが、同性カップルで不動産屋に行ったら宣誓書を持ってきてくださいと言われ、世田谷区に転入していないから持参できないと伝えると先にもらってきてくださいと言われ、結局あきらめたということがあった。解決するためには、居住要件がなくてもいいとすることである。

(会長)豊島区以外の人も認めるのか。あるいは限定するのか。

(委員)事実婚としての登録方法はあるのか。もしなければこの制度のもとで、そのようなカップルも同性愛者も、誰でもできたら一番いい。

(事務局)千葉市では事実婚の方を対象にした制度を4月から実施するという情報は入っている。ただ、この制度の対象を多様な性自認、性的指向の方々のために作っていかうとすると、事実婚の方は入らない。

(会長)なかなか難しい。事実婚として広げるのか、あるいは限定するのか。

(委員)事実婚まで広げてほしい。画期的という意味で言うと豊島区が将来を見据えるのであれば事実婚も認めてすべての人が利用できるのが望ましい。

(会長)その場合パートナーシップ制度が性的マイノリティのための制度ではなく、一般的な事実婚のための制度になりかねない。性的マイノリティと呼ばれる人はデータの的には6～7%で、一般的な事実婚はそれ以上となる。

(委員)制度を利用する場合は、婚姻届のような第三者の証明はいらぬのか。

(事務局)カミングアウトされていない方もいるため、証明の部分は悩ましい。そのようなカップルがいるのかわからないのか把握できていない。実際にいた場合にどう配慮するのが課題となる。

(総務部長)事実婚を対象とする想定はしていなかった。事実婚というのはいわゆる内縁関係にある間柄の方々に、この条例に当てはめると複雑になるのではないかと思う。皆さんの意見をいただきたい。

会 議 録

(会長) 事実婚を入れることも可能ではあるが、性的マイノリティの方のための制度としてスタートしたものが男女の事実婚カップルのためのものになりはしないか懸念がある。

(委員) ヨーロッパではいろんな国で同性婚が認められる前に婚姻関係とは違う形で税的利益を得られたが、お互いに責任を取る軽いレベルのパートナーシップ登録という制度が導入されている。これは異性愛者向けである。特に日本の婚姻制度がいろんな問題があるため、それを避けるために事実婚で暮らしている人もいる。それほど多くはないかもしれないが、そういう人のためにお互い関係を結んだという証明としてパートナーシップ制度も利用できればいい。数はそんなに出ないと思うが、選択として挙げたほうがいいと思う。

(会長) 個人的には入れ込んだほうがいいと思っているが、なかなか難しい問題。

(委員) 事実婚を対象とした場合のトラブルというのはとても対応できないのではないかと。それを区で担保してしまうのは非常に危険である。また、来街者が他の自治体でも制度を利用したらどうするか。何か起きたときの対応が実際にできるのか。裁判沙汰になったときに区がそれに対して関与しないと言えるのが問題である。初めてのサービスをするときはある程度の寛容も必要ではあるが、逆に寛容ではない部分も作らなければならない。

(委員) 最高裁では事実婚は婚姻に準ずる関係を認められている。健康保険や労災、遺族保証人や育休、介護休が認められている。同じようにパートナーシップ制度で性的マイノリティの方がパートナーになった場合にも適用されるのか。

(事務局) 豊島区が自治体として実施する制度であるため、適用されない。

(委員) それならば事実婚は入れずに分けた方がわかりやすいと考える。

(会長) パートナーシップ制度の検討自体が異性愛ではなく同性愛からきている。事務局でももう一度議論してほしい。

(副会長) 男女共同参画条例の中に入っているということは異性愛も入れるのがストレートだと思うが、現在、事実婚というのは法的に守られている。この制度でカバーしなければ救えない人たちとも思えない。性的マイノリティに絞ったほうがいいのではないかと。

(総務部長) 内縁関係の方々については法的な効果がある。性的マイノリティの方々にはそれがないので、こういった条例で守る。あるいは普及をする。そう考えた場合、分けたほうがいいと考える。

(会長) 事務局で再度詰めて欲しい。そして区外の人を対象とするかについてはどうするか。

会 議 録

(副会長)無条件で行うのは危険である。例えば千葉に住んでいる人が豊島区は大丈夫らしいということになると、ここが受け皿になるおそれがある。条件をつけないと日本全国から来てもいいということになる。基本的には在住の方へのサービスである。一人が住んでいる、あるいは近く転入してくるなど、期限付きで認めるのはいいと思うが、無条件というのはためらう。

(委員)片方が住民であることが前提として必要である。

(事務局)区外に居住するカップルが、豊島区でパートナーシップ制度が始まるから豊島区に引っ越したいとなったときに、区在住が条件であれば証明書を事前に入手できないため部屋探しができない。それを解消するためには、転入予定者も制度を利用できるようにするが、交付書類は仮証明書とし、実際に転入した際に正式な証明書と差し替えるというのはどうか。

(オブザーバー)仮の部分を有効期限などに変えてもいいと思う。

(会長)個人的にはいいと思う。反対がないようであれば、この意見を重視しながらもう1度考える。そして登録、証明、宣誓のどれにするか。

(オブザーバー)登録から証明。お金に余裕ができればレベルを上げていく。

(会長)原則は登録で、後でオプション。その時に柔軟に対応する。

(事務局)事務局でもそういう方向で検討していたが、当事者の方々から豊島区が発行するパートナー制度に松竹梅のようなランクができてしまわないかという声も出ている。他の自治体の説明会でもそのような声を聞いている。

(会長)前提は登録にしておいて、あとはオプションでお金がある人が公正証書を作ればいい。原則、登録であるから格差の問題はないのではないかと。本日出た意見を取り入れ、事務局で再度検討して欲しい。他に意見がなければ本日はこれで終了とする。

【閉会】